

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
丸和工業株式会社	埼玉県北本市宮内5-351	

2. 指名停止措置期間 令和 7 年 7 月30日 ～ 令和 7 年 8 月29日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

丸和工業(株)は、茨城県猿島郡五霞町の倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、令和6年11月12日付けで、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から略式命令を受けた。

当該事実が建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和7年3月7日付けで指示処分を受けた。

なお、当該事実は一の事案により複数の措置要件に該当しているため、措置要領第4条第1項に該当する。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、措置要領第4条第1項、別表第1第8号イ及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程>

措 置 要 件	期 間
(指名停止の期間の特例) 第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。 <別表第1> (安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 イ 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき	当該認定をした日から1箇月
<別表第2> (不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)